

大学院学生

平成 30 年度前期 官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 第 8 期生 収入に関する提出書類について（同志社大学）（大学院学生）

●家計基準

出願者世帯の所得金額が、日本学生支援機構が定める「日本学生支援機構奨学金（第二種奨学金）（有利子）の家計基準」を超えないこと。

ただし、**基準を超える学生についても、支援予定人数全体のうち 1 割程度の人数について採用される場合があります。**この場合、トビタテ奨学金の支給金額が異なってきますので注意してください（募集要項を参照）。

大学院学生の場合：

- 本人と配偶者の収入金額の合計金額が下記の金額であること。

※収入金額とは、定職、アルバイト、金銭・物品など父母等からの給付、奨学金、その他の収入により 1 年間に得た金額。なお、配偶者が給与所得者の場合は配偶者のみ給与所得控除をしたうえで合算する。（給与所得…源泉徴収票の「支払金額」（万円）、給与所得以外…収入金額（万円）－必要経費（万円））

日本学生支援機構大学院奨学金収入基準額（第二種）

博士課程前期課程・修士課程 専門職学位課程 一貫制博士課程 1・2 年次生	5 3 6 万円以下
博士後期課程 一貫制博士課程 3～5 年次生	7 1 8 万円以下

●収入に関する提出書類について

大学院学生の場合、本人と配偶者について、収入に関する書類を提出してください。

準備に時間がかかる書類がありますので、ご注意ください。書類不備の場合は、受け付けできません。

次の 3 つの指示に従って、該当する書類すべてを提出してください。（3 ページ以降に書類についての説明を掲載）

指示 1	<p>出願者は全員、<u>次のいずれか 1 点</u>を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出願者本人の所得証明書（書類説明 a）・ 扶養されていることがわかる書類として、父母等の平成 28 年分源泉徴収票（b）・ 扶養されていることがわかる書類として、父母等の平成 28 年分確定申告書（c）・ 扶養されていることがわかる書類として、健康保険証のコピー（d）（国民健康保険被保険者証は不可）* <p>注意：「扶養されていることがわかる書類」は、「扶養されている」＝「出願者本人に収入がない」とみなすための資料となります。扶養している人（通常、父母）の収入は審査に関係ありません。</p> <p>また、証明書類が有効になるのは、扶養者と被扶養者両方の氏名の記載がある場合に限りです。</p> <p>（次ページの注意（6）参照のこと）</p> <p>*国民健康保険被保険者証は、扶養者と被扶養者としての氏名記載がなく、扶養関係を確認することができないため。</p>
---------	--

指示 2	平成 28 (2016) 年 1 月 1 日～12 月 31 日に次の収入があった場合、収入の種類に応じて、書類を提出してください。ただしアルバイト収入の証明については、出願時に継続しているもののみでかまいません。		
	収入の種類	提出書類	
	アルバイト収入	次のいずれか ・源泉徴収票 (b) ・アルバイト料明細書 (直近のもの) (e) ・就労 (見込) 証明書 (f)	
	定職収入	給与所得者	源泉徴収票 (b)
		給与所得者以外	確定申告書 (控) (c)
父母等からの給付 (仕送りや授業料・住居費の援助等)	父母等からの給付額について記載した書類 (g)		
他大学在籍時に受給した奨学金	奨学生採用決定通知 (h)		
指示 3	平成 29 (2017) 年の収入見込金額が平成 28 (2016) 年の収入と比べて大きく変動がある場合は、上記書類とともに次の書類を提出してください。平成 29 (2017) 年の見込金額により判定を行います。		
	事 由	提出書類	
	平成 28 (2016) 年 1 月以降に就職・転職した場合	給与支払 (見込) 証明書 (i)	
	平成 28 (2016) 年 1 月以降に退職した場合	退職証明書 (j)	
その他特別な事情	当該事情を証明する書類		

- 【注意】 (1) 所得証明書や本学指定用紙による証明書以外はすべてコピーでかまいません。
(2) 配偶者がいる場合は、同じ要領で証明書を提出してください。
(3) 定職とは勤務の条件が常勤で定給を得ているもの、アルバイトとは定職以外の勤務形態のもの (非常勤講師、パートタイマー等) をいいます。
(4) 収入状況によっては、雇用保険受給資格者証・各種手当の通知書等、他に書類を求めることがあります。
(5) アルバイト収入のうち、本学での TA・RA・SA の場合は、指示 2 の証明書類は不要です。
(6) 扶養されていることがわかる書類として、健康保険証のコピー (d) を提出される場合、下記内容の記載がされているかを確認してください。

健康保険被保険者証
01860
平成23年 4月 6日交付
記号 50000023 番号 40
氏名 健保 花子
生年月日 昭和 30年 8月 1日 性別 女
認定年月日 平成 22年 6月 1日
被保険者氏名 健保 太郎
任意継続被扶養者
資格喪失年月日 平成 22年 月 1日
保険者番号 01000001
保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部
保険者所在地 ○○市○○区○○町○-○-○ 印

被扶養者と記載があるものに限り、世帯主氏名と被保険者氏名という表現になっている場合、扶養関係を確認することができず、証明書類としては無効になります。

被扶養者 (本人) と扶養者の氏名が記載されていることを確認してください。

●収入に関する提出書類の説明

(マイナンバー (個人番号) が記載された書類は提出しないでください。)

<p>a.所得証明書 (課税証明書) 【原本】</p>	<p>最新のもの (大学提出時点で発行から 3 ヶ月以内のもの)。 住民票を置いている市区町村役場で申請してください。 所得のない場合、市区町村によっては所得証明が受けられない場合があります。その場合は「非課税証明書」または「課税台帳未 登載証明書」を受けてください。</p>
<p>b.平成 28 年分源泉徴収票 【コピー可】</p>	<p>所得者自身が保管しているものです。手元がない場合は、勤務先に申請してください。</p>
<p>c.平成 28 年分確定申告書 (控) (第一表と第二表の両方が必要です) または市県民 税申告書 (控) 【コピー可】</p>	<p>所得を得ている人自身が保管しているものです。提出はコピーでかまいませんが、申告者の署名、捺印は必ず行ってください。</p>
<p>d.健康保険証【コピー】</p>	<p>A4 サイズの用紙に原寸でコピーしてください (コピーした用紙を健康保険証のサイズに切り取らないでください)。確認のため、提示を求めることがありますので、出願時に原本を持参してください。</p>
<p>e.アルバイト料明細書 【コピー可】</p>	<p>アルバイトの給与明細を指します。 家庭教師などで給与明細がない場合は、出願者本人が月額と一週間の時間数を白紙等に記入し (様式自由)、署名、捺印のうえ、提出してください。</p>
<p>f.就労証明書 【原本】【指定用紙】</p>	<p>(指定用紙あり) アルバイト先で「就労証明書」に証明を受けてください。</p>
<p>g.収入計算書 【原本】【指定用紙】</p>	<p>(指定用紙あり) 給付者 (父母等) が本人の日常生活において、父母等の家計から支出された金額について記入し、給付者により署名、捺印のうえ、提出してください。</p>
<p>h.奨学生採用決定通知 【コピー可】</p>	<p>1 年間に受けたすべての給付・貸与奨学金について、奨学金受給額を証明する書類の写しを提出してください。 日本学生支援機構奨学金を貸与していた場合は、奨学生証・返還誓約書・貸与奨学金返還確認票等の写しでも可能です。 ※本学で奨学金を受けている (いた) 場合は、証明書類は不要です。</p>
<p>i.給与支払 (見込) 証明書 【原本】【指定用紙】</p>	<p>(指定用紙あり) 所得を得ている人の勤務先で、就職または転職日から一年間分の給与支払 (見込) 額の証明を受けてください。</p>

<p>j.退職証明書 【原本】</p>	<p>(様式自由)</p> <p>元の勤務先に発行を依頼し、「元勤務先名」「退職年月日」「退職者氏名」の証明を受けてください。</p> <p>雇用保険受給資格者証や離職票を提出する場合、または退職日についての記載がある源泉徴収票を提出する場合は、退職証明書の提出は不要です。</p>
-------------------------	---

●収入に関する提出書類についてのよくある質問

Q. 結婚しているのですが、どのような書類が必要ですか？

A. 出願者および配偶者の、それぞれ指示1・2・3にしたがって書類を提出してください。

Q. 正社員だったのですが、この3月末で退職しました。どのような書類が必要ですか？

A. 一例ですが、指示1の書類として「出願者本人の所得証明書」、指示2の書類として「源泉徴収票」、指示3の書類として「退職証明書」の3点を提出してください。

Q. アルバイトもしていないので、収入がありません。収入に関する提出書類は何もいら
ないですか？

A. 指示1の書類は必要です。父母からの給付がある場合は、指示2の書類として「父母等からの給付額について」に記入し、提出してください。

●問合せ先

不明な点があれば、国際課にお問合せください（電話あるいは来室にてお願いします）。

国際課留学係（担当：中嶋、河合、内藤）

電話 075-251-3260